

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

10月4日午前7時22分頃、北朝鮮が発射した弾道ミサイルは、最高高度約1,000キロメートルで、約4,600キロメートル飛翔し、青森県上空を通過した後、日本の東約3,200キロメートルの我が国の排他的経済水域外に落下したものと推定されている。

我が国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

このような中、今回発射された弾道ミサイルが我が国の上空を通過し、太平洋上に落下したことは、付近を航行する航空機や操業する漁船などの船舶の安全確保の観点から、極めて許し難い行為であり、また、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発を禁じた国連安全保障理事会決議第2371号をはじめとする累次の国連安全保障理事会決議にも違反し、我が国の安全保障に対してこれまでにない深刻かつ重大な脅威を及ぼすとともに、東アジアをはじめ世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

平和な世界の実現を願い平和都市宣言を行っている本市は、国際社会のルールと秩序を踏みにじり、平和を脅かすような行為を断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、北朝鮮による弾道ミサイルを初めとする各種ミサイルの発射に強く抗議するとともに、国際社会の一員として、平和と安全を脅かす行為を繰り返すことのないよう強く求める。

上記、決議する。

令和4年10月27日

北海道江別市議会